

下妻市姉妹都市交流事業補助金の概要

趣旨

下妻市と姉妹都市（福井県あわら市）との友好関係を深め、姉妹都市相互の発展につなげるため、市内の団体が姉妹都市で実施する親善及び交流を目的とする事業（交流事業）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

補助対象者

補助金の対象者は、次のいずれにも該当する団体となります。

- (1) 市内に在住、在勤、在学する小学生以上の者で構成され、参加者が5人以上いること
- (2) 団体として活動の実績があり、今後継続的な活動が見込まれること
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと

補助対象事業

補助金の対象となる事業は、姉妹都市の団体等との文化、産業、福祉、教育及びスポーツ等の分野における交流事業です。ただし、次の事業は補助金の対象となりません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (3) このほか、補助金を交付することが不適當であると市長が認める事業

補助対象経費及び補助金の額

対象経費区分と内容	補助金額及び限度額
①宿泊料（姉妹都市内に立地する宿泊施設での宿泊費） ※宿泊費は同一年度内に1人につき2泊までを限度	1人当たり1泊5千円
②交通費（姉妹都市を往復する鉄道賃等） ※②交通費と③車両借上料はいずれかを選択	3／10以内 1人当たり上限1万円
③車両借上料（バスの借上費用等） ※②交通費と③車両借上料はいずれかを選択	1／2以内 上限10万円
④交流事業費（交流事業に要する費用） ※物品の購入費・運搬費、会場借上料、講師謝礼等 ※飲食代は含みません	1／2以内 上限5万円

※区分ごとに1,000円未満の端数は切り捨て

申請方法

交流事業実施予定日の 30 日前までに、下記の申請書に必要事項を記入し、企画課（市役所本庁舎 2 階）まで直接持参ください。

- (1) 姉妹都市交流事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 予定参加者名簿
- (5) このほか、市長が必要と認める書類

交付決定

提出された書類を審査した上で、補助金の交付決定を行い、申請団体に通知します。

※補助金の支払いは事業完了（実績報告・補助金請求）の後となります。

実績報告

対象事業が完了したときは、交流事業実施日の 30 日後までに、報告書として下記の書類を提出していただきます。

- (1) 姉妹都市交流事業補助金実績報告書（様式第 6 号）
- (2) 事業報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費の領収書又は支払を証する書類の写し
- (5) 参加者名簿
- (6) 交流事業の活動状況を撮影したカラー写真
- (7) このほか、市長が必要と認める書類

補助金請求

実績報告後、姉妹都市交流事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を提出していただきます。

問合せ先

下妻市役所 企画課 企画調整係

〒304-8501

下妻市本城町二丁目22番地

TEL 0296-43-2113（直通）

FAX 0296-43-1960

E-mail kikaku@city.shimotsuma.lg.jp